

センタープッシュサービス契約約款

令和2年10月1日

KDDI株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 センタープッシュサービスの種類

- 第4条 センタープッシュサービスの種類

第3章 センタープッシュ契約

- 第5条 契約の単位
- 第6条 契約申込みの方法
- 第7条 契約申込みの承諾
- 第8条 センタープッシュサービスの種類の変更
- 第9条 センタープッシュ契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第10条 契約者の地位の承継
- 第11条 契約者の氏名等の変更の届出
- 第12条 契約者が行うセンタープッシュ契約の解除
- 第13条 当社が行うセンタープッシュ契約の解除

第4章 利用中止及び利用停止

- 第14条 利用中止
- 第15条 利用停止

第5章 通信

- 第16条 通信利用の制限

第6章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

- 第17条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

- 第18条 センター情報送信料の支払義務

- 第 19 条 ID 情報登録手数料の支払義務
- 第 20 条 工事費の支払義務

第 3 節 料金等の計算及び支払い

- 第 21 条 料金の計算方法等
- 第 22 条 料金等の支払い
- 第 23 条 料金の一括後払い
- 第 24 条 前受金

第 4 節 預託金

- 第 25 条 預託金

第 5 節 割増金及び延滞利息

- 第 26 条 割増金
- 第 27 条 延滞利息

第 6 節 端数処理

- 第 28 条 端数処理

第 7 章 保守

- 第 29 条 契約者の切分責任
- 第 30 条 修理又は復旧

第 8 章 損害賠償

- 第 31 条 責任の制限
- 第 32 条 免責

第 9 章 雑則

- 第 33 条 承諾の限界
- 第 34 条 利用に係る契約者の義務
- 第 35 条 契約者に係る情報の利用

料金表

- 第 1 表 料金

- 第 1 センター情報送信料
 - 1 適用
 - 2 料金額
- 第 2 ID情報登録手数料
- 第 2 表 工事費
- 第 3 表 付随サービスに係る料金等
 - 第 1 支払証明書等の発行手数料
 - 1 適用
 - 2 料金額

別記

- 1 付随サービスの提供

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このセンタープッシュサービス契約約款（以下「この約款」といいます。）によりセンタープッシュサービスを提供します。

(注) 本条のほか、当社は、別記1に定めるところにより、センタープッシュサービスに付随するサービス（以下「付随サービス」といいます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後のセンタープッシュサービス契約約款によります。当社は、変更後の本約款及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
5 a u回線	当社又は沖縄セルラー電話株式会社のa u(W I N)通信サービス契約約款、a u(L T E)通信サービス契約約款又はa u(5 G)通信サービス契約約款（以下あわせて「a u約款」といいます。）に規定する契約者回線 注)ここに定める「契約者回線」には、当社又は沖縄セルラー電話株式会社より電気通信役務の提供を受けて提供するMVNOサービス（電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」といいます。）に定める仮想移動電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信回線を含みます。

5の2 UQm回線	当社又は沖縄セルラー電話株式会社のUQ mobile 通信サービス契約約款（以下「UQm約款」といいます。）に定める契約者回線（デュアルサービス又はローミングにかかるものに限ります。）
6 特定IPアドレス	当社のリモートアクセスサービス等契約約款に定めるリモートアクセスサービス（タイプⅣのものに限ります。）に係る契約に基づいて当社が割り当てるIPアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）
7 センターID	センタープッシュ契約者及びセンタープッシュサービスの種類（当社が別に定める区別を含みます。）を識別するための数字の組み合わせであって、センタープッシュ契約に基づいて当社が割り当てるもの
8 センタープッシュ接続装置	当社のリモートアクセスサービス等契約約款に定めるリモートアクセスサービス（タイプⅣのものに限ります。）に係る電気通信設備を介して受信したセンター情報（当社が別に定める形式により記述された情報をいいます。以下同じとします。）をau回線（当社が別に定めるものに限ります。）又はUQm回線へ伝送するために当社が設置する電気通信設備
9 センタープッシュサービス	特定IPアドレス及びセンターIDを使用して送信されたセンター情報をセンタープッシュ接続装置を介して伝送する電気通信サービス
10 サービス取扱所	センタープッシュサービスに関する業務を行う当社の事業所
11 センタープッシュ契約	当社からセンタープッシュサービスの提供を受けるための契約
12 契約者	当社とセンタープッシュ契約を締結している者
13 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 センタープッシュサービスの種類

(センタープッシュサービスの種類)

第4条 センタープッシュサービスには、次の種類があります。

種類	内容
タイプⅠ	a u 約款に規定する a u デュアル、U I M サービス、L T E サービス、L T E モジュール又は 5 G サービスに係る a u 回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）又は U Q m 回線へセンター情報を送信するためのもの
タイプⅡ	a u 約款に規定する a u パケット、a u モジュール、a u デュアル、L T E サービス、L T E モジュール又は 5 G サービスに係る a u 回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）又は U Q m 回線へセンター情報を送信するためのもの

第3章 センタープッシュ契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1センターIDごとに1のセンタープッシュ契約を締結します。この場合、契約者は、1のセンタープッシュ契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第6条 センタープッシュ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書とそのセンタープッシュサービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) センター情報の送信の際に使用する特定IPアドレス
- (2) 見込みトラヒック
- (3) センタープッシュサービスの利用用途を確認するための事項
- (4) その他センタープッシュ契約の申込みの内容を特定するための事項

(契約申込みの承諾)

第7条 当社は、センタープッシュ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、センタープッシュサービスの提供に必要な電気通信設備に余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) センタープッシュ契約の申込みをした者がセンタープッシュサービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) センタープッシュ契約の申込みをした者が、第15条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、センタープッシュサービスの利用を停止されている又はセンタープッシュ契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) 第34条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

4 前2項の規定によるほか、当社は、そのセンタープッシュ契約の申込みをした者が、リモートアクセスサービスに係る契約（申出のあった特定IPアドレスに係るものに限り、）を締結している者と異なるときは、その申込みを承諾しません。

(センタープッシュサービスの種類の変更)

第8条 契約者は、センタープッシュサービスの種類の変更の請求をすることができます。この場合において、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。

(センタープッシュ契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第9条 契約者がセンタープッシュ契約に基づいてセンタープッシュサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者の地位の承継)

- 第10条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかにセンタープッシュサービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
 - 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(契約者の氏名等の変更の届出)

- 第11条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにセンタープッシュサービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 当社は、前項の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
 - 3 契約者が前項の届出を怠ったときは、当社がその契約に関し、その契約者の従前の氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先宛に発信した書面は、その書面が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその契約者に到達したものとみなします。

(契約者が行うセンタープッシュ契約の解除)

- 第12条 契約者は、センタープッシュ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめそのセンタープッシュサービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

(当社が行うセンタープッシュ契約の解除)

- 第13条 当社は、第15条(利用停止)の規定によりセンタープッシュサービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのセンタープッシュ契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第15条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、センタープッシュサービスの利用停止をしないでそのセンタープッシュ契約を解除することがあります。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのセンタープッシュ契約を解除することがあります。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、直ちにそのセンタープッシュ契約を解除します。
 - (1) 契約者について、その地位の承継により第7条(契約申込みの承諾)第4項に規定する承諾条件を満たさなくなったことを知ったとき。
 - (2) リモートアクセスサービスに係る契約(センター情報の送信の際に使用する特定IPアドレスに係るものに限ります。)の解除があったとき。

5 当社は、第1項又は第2項の規定により、そのセンタープッシュ契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第4章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第14条 当社は、次の場合には、センタープッシュサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第16条（通信利用の制限）の規定により通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりセンタープッシュサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第15条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（センタープッシュサービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのセンタープッシュサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) センタープッシュ契約の申込みにあたって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第11条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき又は同条の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のセンタープッシュサービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金その他の債務（その契約により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 契約者がそのセンタープッシュサービス又は当社と契約を締結している他のセンタープッシュサービスの利用において、第34条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めるとき。
- (6) 第25条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

2 当社は、前項の規定によりセンタープッシュサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその契約者に通知します。

ただし、前項第5号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第5章 通信

(通信利用の制限)

第16条 当社は、通信が著しくふくそうする場合は、通信の利用の中止又は制限を行うことがあります。

第6章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第17条 センタープッシュサービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定するセンター情報送信料及びID情報登録手数料とします。

2 センタープッシュサービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(センター情報送信料の支払義務)

第18条 契約者は、センタープッシュ接続装置へのセンター情報の送信について、料金表第1表第1(センター情報送信料)に規定するセンター情報送信料の支払いを要します。

2 契約者は、センター情報送信料について、当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合は、次の方法により算定した料金額の支払いを要します。

(1) (2)以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のセンター情報送信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日)を含む暦月の前12ヶ月の各月における1日平均のセンター情報送信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(ID情報登録手数料の支払義務)

第19条 契約者は、センタープッシュ接続装置へのセンターID又は特定IPアドレスの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第2(ID情報登録手数料)に規定するID情報登録手数料の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第20条 契約者は、センタープッシュサービスに関する工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に定める工事費の支払いを要します。

第3節 料金等の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第21条 この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格(消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とし、暦月に従って計算するものとします。

ただし、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、料金及び工事費について、リモートアクセスサービス（センター情報の送信の際に使用する特定IPアドレスに係るものに限ります。）に係る料金等に合算して請求します。

（料金等の支払い）

第22条 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

2 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

第23条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

第24条 当社は、料金又は工事費について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

第4節 預託金

（預託金）

第25条 契約者は、次の場合には、センタープッシュサービスの利用に先立って、預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) センタープッシュ契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) 第15条（利用停止）第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、そのセンタープッシュ契約の解除等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第5節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第26条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第 27 条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第 6 節 端数処理

（端数処理）

第 28 条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第7章 保守

(契約者の切分責任)

第29条 契約者は、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、契約者に係る電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 当社は、当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が契約者に係る電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第30条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第31条 当社は、センタープッシュサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのセンタープッシュサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、センタープッシュサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのセンタープッシュサービスに係る次の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

損害賠償の予定額
センタープッシュサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する暦月の前6ヶ月間におけるセンター情報送信料の1日あたり平均額（前6ヶ月間の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）に基づき算出した額

3 当社は、センタープッシュサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

第32条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社は、センタープッシュサービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更により、契約者に係る電気通信設備の改造又は変更等を要することとなった場合であっても、その改造又は変更等に要する費用については負担しません。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第33条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係る契約者の義務)

第34条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 故意に通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (3) センタープッシュ技術資料（センタープッシュ接続装置との接続に必要なインターフェースその他の技術情報が記載された資料をいいます。以下同じとします。）の記載事項に反する態様でセンター情報の送信を行わないこと。
- (4) a u回線又はUQm回線に係る端末設備の所持者の同意を得ずにその位置情報を取得する等、他人の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で、センタープッシュサービスを利用しないこと。

なお、次に定める行為が行われたと当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

ア 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれがある行為

イ 他人のプライバシーを侵害する、又は侵害するおそれがある行為

ウ 無断で他人に情報を送信する行為

エ 他人に嫌悪感を抱かせる、又は抱かせるおそれがある行為

オ 他人を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

カ 他人になりすましてセンタープッシュサービスを利用する行為

キ その他、他人の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害すると当社が判断した行為

2 契約者は、前項第4号の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(契約者に係る情報の利用)

第35条 当社は、契約者に係る氏名、名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

料金表

第1表 料金

第1 センター情報送信料

1 適用

センター情報送信料の適用については、第18条（センター情報送信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

センター情報送信料の適用	
(1) センター情報送信料の適用	ア センター情報送信料は、当社が別に定めるところにより、センタープッシュ接続装置においてセンター情報の送信要求を受けた回数（当社が別に定める事象により a u 回線又は U Q m 回線へセンター情報が到達しなかった回数を除きます。）に応じて算出します。 イ アの回数は、当社の機器により測定します。

2 料金額

区分		単位	料金額 (税抜価格)
センター情報送信料	タイプⅠ	1送信ごとに	2円
	タイプⅡ	1送信ごとに	1円

第2 ID情報登録手数料

区分	単位	料金額 (税抜価格)
ID情報登録手数料	1登録ごとに	10,000円

第2表 工事費

区分	工事費の額
センタープッシュサービスに関する工事費	別に算定する実費

第3表 付随サービスに関する料金等

第1 支払証明書等の発行手数料

1 適用

支払証明書等の発行手数料の適用については、別記1の(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

(1) 支払証明書等の発行手数料の適用	契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
---------------------	---

2 料金額

区分	単位	料金額 (税抜価格)
支払証明書等発行手数料	支払証明書等の発行1回ごとに	400円

(注) 支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

別記

1 付随サービスの提供

(1) 支払証明書の発行

ア 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係るセンタープッシュサービスの支払証明書を発行します。

イ 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第3表（付随サービスに関する料金等）に規定する手数料等の支払いを要します。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日 K D D I 移企第 154 号）

（実施時期）

1 この約款は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この約款実施の際現に、当社の a u 通信サービス契約約款に規定するセンタープッシュ契約（以下この附則において「旧契約」といいます。）を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定するセンタープッシュ契約を締結しているものとみなします。

3 前項の場合において、旧契約に基づき次表の左欄の種類を選択していた者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄の種類を選択しているものとみなします。

旧契約における種類	この約款における種類
タイプ I	タイプ I
タイプ II	タイプ II

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この約款実施前に旧契約に基づき支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則（平成 16 年 4 月 27 日 K D D I 移企第 156 号）

この改正規定は、平成 16 年 5 月 1 日から実施します。

附 則（平成 18 年 10 月 27 日 K D D I 移企第 230 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 18 年 11 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則（K D D I C 営企第 214 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。

（支払証明書等の発行手数料の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成 23 年 8 月 31 日までの間に、支払証明書等の発行の請求をしその承諾を受けたときは、契約者は、別記 1 (1) のイの規定にかかわらず、その請求に係る料金表第 3 表（付随サービスに関する料金等）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月23日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年9月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年11月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年5月19日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年3月26日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

(附則の改正)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。